

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日のときは、翌日の翌日)

目 次

規 則

鳥取県立岩井長者寮管理規則及び鳥取県立福原荘管理規則の一部を改正する規則 (長寿社会課)

鳥取県社会福祉施設入所等措置費徴収規則の一部を改正する規則 (児童家庭課)

鳥取県立健康増進センター管理規則等の一部を改正する規則 (健康対策課)

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (住宅課)

◆教委規則

鳥取県営武道館の管理に関する規則等の一部を改正する規則 (体育保健課)

公布された規則のあらまし

◆鳥取県立岩井長者寮管理規則及び鳥取県立福原荘管理規則の一部を改正する規則

- 一 入所者に係る使用料の額を引き上げることとした。
- 二 平成三年七月一日以後の入所者に係る十七階層及び十八階層に該当することとなる対象収入額の範囲並びに平成三年七月一日前の入所者に係るD階層に該当することとなる対象収入額の範囲を改めることとした。
- 三 暖房期間中は、使用料の額に一人月額二、一三〇円(現行 一、一〇〇円)を加算することとした。
- 二一 この規則は、平成八年七月一日から施行することとした。
- 二 所要の経過措置を講ずることとした。

◆鳥取県社会福祉施設入所等措置費徴収規則の一部を改正する規則

- 一 精神薄弱者援護施設への入所措置等に要する費用(措置開始後三年未満のものに限る。)に係る徴収上限額を次のとおり改めることとした。(第三条関係)

区 分	徴 収 上 限 額	
	現 行	改 正 後
精神薄弱者援護施設へ入所させる場合	二八、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円
精神薄弱者援護施設へ通所させる場合	一四、〇〇〇円	一五、〇〇〇円

- 二 重症心身障害児施設への入所措置に要する費用に係る徴収上限額を次のとおり改めることとした。(附則第二項関係)

区 分	徴 収 上 限 額	
	現 行	改 正 後

重症心身障害児施設へ入所させる場合 八五、〇〇〇円 九〇、〇〇〇円

- 三 一の規則は、平成八年七月一日から施行することとした。
- 二 所要の経過措置を講ずることとした。

◇鳥取県立健康増進センター管理規則等の一部を改正する規則

一 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者等が次の施設を利用する場合は、当該施設の使用料を減免することができることとする。

- 1 県立健康増進センター
- 2 県立布勢総合運動公園（陸上競技場、野球場、第一補助競技場、第二補助競技場、テニスコート及び鳥取県民体育館）
- 3 県立東郷湖羽合臨海公園（あやめ池スポーツセンター、テニスコート及びアーチェリー場）
- 4 県営武道館
- 5 県営屋内プール
- 6 県立博物館
- 7 県立倉吉体育文化会館

- 二 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 三 この規則は、平成八年七月一日から施行することとした。

◇鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

一 建替えを実施した県営住宅の家賃を次のとおり変更することとした。

湖南団地	第一種県営住宅	団地名種別	住戸番号	戸数	一月の家賃額
				現行	改正後
				四	
				九、一〇〇円	二〇、一〇〇円

二 この規則は、平成八年七月一日から施行することとした。

規 則

鳥取県立岩井長者寮管理規則及び鳥取県立福原荘管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成八年六月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第四十五号

鳥取県立岩井長者寮管理規則及び鳥取県立福原荘管理規則の一部を改正する規則

(鳥取県立岩井長者寮管理規則の一部改正)

第一条 鳥取県立岩井長者寮管理規則(昭和三十九年九月鳥取県規則第四十八号)の一部を次のように改正する。

附則別表中「五九、九四〇円」を「六〇、一九〇円」に、「五八、九四〇円」を「五九、一九〇円」に、「六四、九四〇円」を「六五、一九〇円」に、「六三、九四〇円」を「六四、一九〇円」に、「六九、九四〇円」を「七〇、一九〇円」に、「六八、九四〇円」を「六九、一九〇円」に、「七四、九四〇円」を「七五、一九〇円」に、「七三、九四〇円」を「七四、一九〇円」に、「七九、九四〇円」を「八〇、一九〇円」に、「七八、九四〇円」を「七九、一九〇円」に、「八四、九四〇円」を「八五、一九〇円」に、「八三、九四〇円」を「八四、一九〇円」に、「八九、九四〇円」を「九〇、一九〇円」に、「八八、九四〇円」を「八九、一九〇円」に、「九四、九四〇円」を「九五、一九〇円」に、「九三、九四〇円」を「九四、一九〇円」に、「九九、

九四〇円」を「二〇〇、一九〇円」に、「九八、九四〇円」を「九九、一九〇円」に、「二〇四、九四〇円」を「二〇五、一九〇円」に、「二〇三、九四〇円」を「二〇四、一九〇円」に、「二〇九、九四〇円」を「二一〇、一九〇円」に、「二〇八、九四〇円」を「二〇九、一九〇円」に、「二五五、八四〇円」を「二五六、四九〇円」に、「二五四、八四〇円」を「二五五、四九〇円」に、「三、九八〇、一六一円」を「三、九九六、〇〇一円」に、「二五七、〇八〇円」を「二五八、〇〇〇円」に、「二五六、〇八〇円」を「二五七、〇〇〇円」に改め、同表の備考4中「二、一〇〇円」を「二、一三〇円」に改める。

別表中「五九、九四〇円」を「六〇、一九〇円」に、「五八、九四〇円」を「五九、一九〇円」に、「六二、九四〇円」を「六三、一九〇円」に、「六一、九四〇円」を「六二、一九〇円」に、「六五、九四〇円」を「六六、一九〇円」に、「六四、九四〇円」を「六五、一九〇円」に、「六八、九四〇円」を「六九、一九〇円」に、「六七、九四〇円」を「六八、一九〇円」に、「七一、九四〇円」を「七二、一九〇円」に、「七〇、九四〇円」を「七一、一九〇円」に、「七四、九四〇円」を「七五、一九〇円」に、「七三、九四〇円」を「七四、一九〇円」に、「七九、九四〇円」を「八〇、一九〇円」に、「七八、九四〇円」を「七九、一九〇円」に、「八四、九四〇円」を「八五、一九〇円」に、「八三、九四〇円」を「八四、一九〇円」に、「八九、九四〇円」を「九〇、一九〇円」に、「八八、九四〇円」を「八九、一九〇円」に、「九四、九四〇円」を「九五、一九〇円」に、「九三、九四〇円」を「九四、一九〇円」に、「九九、九四〇円」を「一〇〇、一九〇円」に、「九八、九四〇円」を「九九、一九〇円」に、「二〇六、九四〇円」を「二〇七、一九〇円」に、「二〇五、九四〇円」を「二〇六、一九〇円」に、「二二三、九四〇円」を「二二四、一九〇円」に、「二二二、九四〇円」を「二二三、一九〇円」に、「二二〇、九四〇円」を「二二二、一九〇円」に、「二一九、九四〇円」を「二二〇、一九〇円」に、「二二七、九四〇円」を「二二八、一九〇円」に、「二二六、九四〇円」を「二二七、一九〇円」に、「二三三、九四〇円」を「二三四、九四〇円」を「二三五、一九〇円」に、「二三三、九四〇円」を「二三四、一九〇円」に、「三、九八〇、一六〇円」を「三、九九六、〇〇〇円」に、「二五五、八四〇円」を

「二五六、四九〇円」に、「二五四、八四〇円」を「二五五、四九〇円」に、「三、九八〇、一六一円」を「三、九九六、〇〇一円」に、「二五七、〇八〇円」を「二五八、〇〇〇円」に、「二五六、〇八〇円」を「二五七、〇〇〇円」に改め、同表の備考4中「二、一〇〇円」を「二、一三〇円」に改める。

(鳥取県立福原荘管理規則の一部改正)

第二条 鳥取県立福原荘管理規則(昭和五十七年三月鳥取県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

附則別表中「五九、九四〇円」を「六〇、一九〇円」に、「五八、九四〇円」を「五九、一九〇円」に、「六四、九四〇円」を「六五、一九〇円」に、「六三、九四〇円」を「六四、一九〇円」に、「六一、九四〇円」を「六二、一九〇円」に、「六五、九四〇円」を「六六、一九〇円」に、「六四、九四〇円」を「六五、一九〇円」に、「六八、九四〇円」を「六九、一九〇円」に、「六七、九四〇円」を「六八、一九〇円」に、「七一、九四〇円」を「七二、一九〇円」に、「七〇、九四〇円」を「七一、一九〇円」に、「七四、九四〇円」を「七五、一九〇円」に、「七三、九四〇円」を「七四、一九〇円」に、「七九、九四〇円」を「八〇、一九〇円」に、「七八、九四〇円」を「七九、一九〇円」に、「八四、九四〇円」を「八五、一九〇円」に、「八三、九四〇円」を「八四、一九〇円」に、「八九、九四〇円」を「九〇、一九〇円」に、「八八、九四〇円」を「八九、一九〇円」に、「九四、九四〇円」を「九五、一九〇円」に、「九三、九四〇円」を「九四、一九〇円」に、「九九、九四〇円」を「一〇〇、一九〇円」に、「九八、九四〇円」を「九九、一九〇円」に、「二〇四、九四〇円」を「二〇五、一九〇円」に、「二〇三、九四〇円」を「二〇四、一九〇円」に、「二〇九、九四〇円」を「二一〇、一九〇円」に、「二〇八、九四〇円」を「二〇九、一九〇円」に、「二五五、八四〇円」を「二五六、四九〇円」に、「二五四、八四〇円」を「二五五、四九〇円」に、「三、九八〇、一六一円」を「三、九九六、〇〇一円」に、「二五六、七〇〇円」を「二五七、七〇〇円」に、「二五五、七八〇円」を「二五六、七〇〇円」に改め、同表の備考4中「二、一〇〇円」を「二、一三〇円」に改める。

別表中「五九、九四〇円」を「六〇、一九〇円」に、「五八、九四〇円」を「五九、一九〇円」に、「六二、九四〇円」を「六三、一九〇円」に、「六一、九四〇円」を「六二、一九〇円」に、「六五、九四〇円」を「六六、一九〇円」に、「六四、九四〇円」を

円」を「六五、一九〇円」に、「六八、九四〇円」を「六九、一九〇円」に、「六七、九四〇円」を「六八、一九〇円」に、「七一、九四〇円」を「七二、一九〇円」に、「七〇、九四〇円」を「七一、一九〇円」に、「七四、九四〇円」を「七五、一九〇円」に、「七三、九四〇円」を「七四、一九〇円」に、「七九、九四〇円」を「八〇、一九〇円」に、「七八、九四〇円」を「七九、一九〇円」に、「八四、九四〇円」を「八五、一九〇円」に、「八三、九四〇円」を「八四、一九〇円」に、「八九、九四〇円」を「九〇、一九〇円」に、「八八、九四〇円」を「八九、一九〇円」に、「九四、九四〇円」を「九五、一九〇円」に、「九三、九四〇円」を「九四、一九〇円」に、「九九、九四〇円」を「一〇〇、一九〇円」に、「九八、九四〇円」を「九九、一九〇円」に、「一〇六、九四〇円」を「一〇七、一九〇円」に、「一〇五、九四〇円」を「一〇六、一九〇円」に、「一一三、九四〇円」を「一一四、一九〇円」に、「一一二、九四〇円」を「一一三、一九〇円」に、「一一〇、九四〇円」を「一一一、一九〇円」に、「一一九、九四〇円」を「一二〇、一九〇円」に、「一二七、九四〇円」を「一二八、一九〇円」に、「一二六、九四〇円」を「一二七、一九〇円」に、「一三四、九四〇円」を「一三五、一九〇円」に、「一三三、九四〇円」を「一三四、一九〇円」に、「一三、九八〇、一六〇円」を「一三、九九六、〇〇〇円」に、「一五五、八四〇円」を「一五六、四九〇円」に、「一五四、八四〇円」を「一五五、四九〇円」に、「三、九八〇、一六一円」を「三、九九六、〇〇一元」に、「一五六、七八〇円」を「一五七、七〇〇円」に、「一五五、七八〇円」を「一五六、七〇〇円」に改め、同表の備考4中「二、一〇〇円」を「二、一三〇円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成八年七月一日から施行する。

(経過措置)

2 第一条の規定による改正後の鳥取県立岩井長者寮管理規則附則別表及び別表の規定の適用については、平成八年七月一日から同年九月三十日までの間に限り、次の表の上欄に掲げる字句はそれぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

一五八、〇〇〇円	一五七、七三〇円
一五七、〇〇〇円	一五六、七三〇円

3 第二条の規定による改正後の鳥取県立福原荘管理規則附則別表及び別表の規定の適用については、平成八年七月一日から同年九月三十日までの間に限り、次の表の上欄に掲げる字句はそれぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

一五七、七〇〇円	一五七、四三〇円
一五六、七〇〇円	一五六、四三〇円

鳥取県社会福祉施設入所等措置費徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成八年六月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第四十六号

鳥取県社会福祉施設入所等措置費徴収規則の一部を改正する規則

鳥取県社会福祉施設入所等措置費徴収規則（昭和六十二年四月鳥取県規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項の表第三号中「二万八千円」を「三万円」に、「二万四千円」を「二万五千円」に改める。

附則第二項の表第一号中「八五、〇〇〇円」を「九〇、〇〇〇円」に改める。

附 則

1 この規則は、平成八年七月一日から施行する。

2 この規則による改正後の鳥取県社会福祉施設入所等措置費徴収規則の規定は、平成八年七月一日以後に行う施設入所等の措置に係る費用の徴収について適用し、同日前

に行われた施設入所等の措置に係る費用の徴収については、なお従前の例による。

鳥取県立健康増進センター管理規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成八年六月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第四十七号

鳥取県立健康増進センター管理規則等の一部を改正する規則

(鳥取県立健康増進センター管理規則の一部改正)

第一条 鳥取県立健康増進センター管理規則(昭和五十一年四月鳥取県規則第二十六号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項第二号中「療育手帳の交付を受けた者」の下に、「精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者」を加え、「トレーニングホール、プール」を「トレーニングホールを利用し、又はプール(水泳教室に係るものを除く。)」に、「又は」を「若しくは」に改める。

(鳥取県都市公園規則の一部改正)

第二条 鳥取県都市公園規則(昭和五十四年十月鳥取県規則第六十号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項第二号中「療育手帳の交付を受けた者」の下に、「精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者」を加える。

(県立学校の授業料等及び県営社会体育施設等の使用料の減免に関する規則の一部改正)
第三条 県立学校の授業料等及び県営社会体育施設等の使用料の減免に関する規則(昭和五十二年三月鳥取県規則第十五号)の一部を次のように改正する。

第二条の表鳥取県営鳥取武道館、鳥取県営米子武道館及び鳥取県営倉吉武道館の項

第二号中「療育手帳の交付を受けた者」の下に、「精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者」を加え、同表鳥取県営屋内プールの項第三号中「休日等」の下に「プール」を加え、同項第四号中「七十歳以上の者が」の下に「プール」を加え、同表鳥取県立博物館の入館料の項第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を

第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 障害者及びその介護者が、当該障害者の健康の保持及び増進を図るために通常展示を観覧するとき。

第二条の表鳥取県立倉吉体育文化会館の項第三号中「一般利用」を「利用」に改める。

附 則

この規則は、平成八年七月一日から施行する。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成八年六月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第四十八号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則(昭和三十七年十二月鳥取県規則第七十号)の一部を次のように改正する。

別表湖南団地の項中

第二種県営住宅		一号から六号までの住宅	六	九、一〇〇円	を
第二種県営住宅		一号から四号までの住宅	四	二〇、一〇〇円	に
〃		五号及び六号の住宅	二	九、一〇〇円	

附 則

この規則は、平成八年七月一日から施行する。

教育委員会規則

鳥取県営武道館の管理に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成八年六月二十八日

鳥取県教育委員会委員長 大 石 徹

鳥取県教育委員会規則第十一号

鳥取県営武道館の管理に関する規則等の一部を改正する規則

(鳥取県営武道館の管理に関する規則の一部改正)

第一条 鳥取県営武道館の管理に関する規則(昭和四十六年六月鳥取県教育委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「療育手帳」の下に「、精神障害者保健福祉手帳」を加える。

(鳥取県営屋内プールの管理に関する規則の一部改正)

第二条 鳥取県営屋内プールの管理に関する規則(昭和五十五年八月鳥取県教育委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「療育手帳」の下に「、精神障害者保健福祉手帳」を加える。

(鳥取県立倉吉体育文化会館の管理に関する規則の一部改正)

第三条 鳥取県立倉吉体育文化会館の管理に関する規則(昭和五十六年三月鳥取県教育委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「療育手帳」の下に「、精神障害者保健福祉手帳」を加える。

附 則

この規則は、平成八年七月一日から施行する。